

障害者差別解消法
長野県障がい者共生条例

「障がいのある人もない人も
共に生きる社会」を目指して

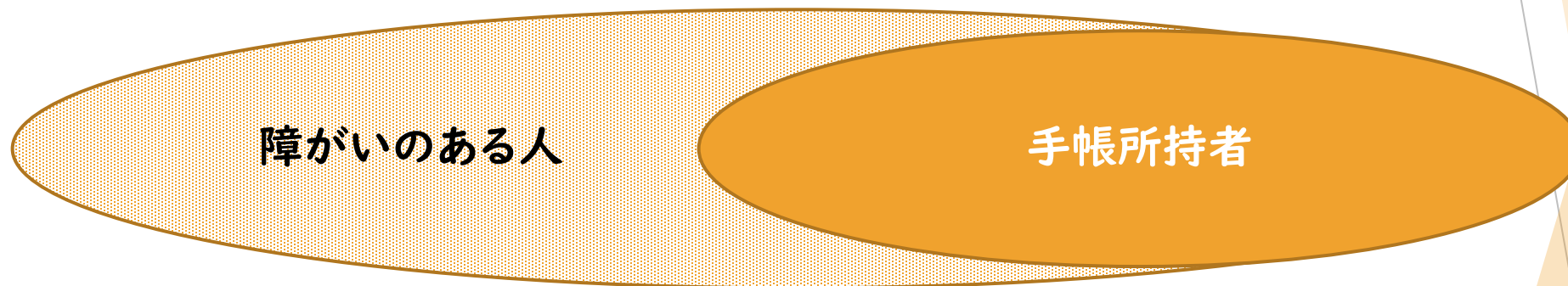
長野県障がい者支援課共生社会推進係

～障がいを知り、共に生きる～

障がいを理由とする差別については、一人ひとりの障がいに対する知識の不足、障がい者に対する意識の偏りが原因となっている面も大きいと考えられます。

差別のない社会を実現するためには、こうした妨げとなるような要因を解消し、障がいに対する正しい知識の普及、意識啓発等に取り組んでいくことがとても大切です。

「障がいのある人」は、実は手帳を持っている人
だけではありません。



(障害者基本法)

障がい及び社会的障壁により継続的に生活に相当の制限がある人を含む。

障がいのある方の暮らしの変遷

排除・保護

医学モデル

- ・障がいのある人が受ける社会的不利は、その人がもつ障がいに原因がある。
- ・障がい者個人の努力、我慢が必要になる。
- ・社会に合わせ、障がい者が変わる。

共生・支援

社会モデル

- ・障がいのある人が受ける社会的不利は、障がいのある人のことを考えないで作られた社会の仕組み（社会的障壁）に原因がある。
- ・社会的障壁をなくすこと必要になる。
- ・誰もが暮らしやすいように、**社会が変わる。**

<社会的障壁>

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における①事物（通行、利用しにくい施設、設備など）②制度（利用しにくい制度など）③慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化など）④観念（障がい者への偏見など）その他一切のものをいう。

「障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法) の概要

〈平成28年4月施行、令和6年4月改正〉

障害者差別解消法の目的（第1条関係）

第1条

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

法の範囲と差別解消への対応

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関 ・ 地方公共団体	不当な差別的取扱いは禁止です。	障がい者に対し、負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者	不当な差別的取扱いは禁止です。	障がい者に対し、負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければなりません。

障がいのある人もない人も
共に生きる長野県づくり条例
(長野県障がい者共生条例) の概要

長野県障がい者共生条例のポイント

- ・障がいのある人に対する、障がいを理由とした差別の禁止。
- ・民間事業者の「合理的配慮の提供」の義務化。
(R4.10.1から)
- ・紛争解決のしくみを整備。(R4.10.1から)

「不当な差別的取扱い」の禁止

不当な差別的取扱いとは？

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすること。（障がいのある人を排除すること）

※障害者権利条約では「障害に基づく差別」について次の4点を挙げています。

障がいに基づくあらゆる

区 別

排 除

制 限



合理的配慮の否定

差別的取扱いにおける、正当な理由とは

障害者に対して、障害を理由として財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益及び事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観に判断することが必要である。

(障害を理由とする差別の解消に関する基本方針)

※「具体性」「客観性」が必要です。

「合理的配慮」の提供

合理的配慮の提供

合理的配慮は、障がいのある人から社会的障壁を取り除くために、なんらかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

「障害者差別解消法」、 「長野県障がい者共生条例」 共に行政、事業者の合理的配慮の提供は義務となっています。

「合理的配慮」の留意事項

合理的配慮とは、事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意。

- ・必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
- ・障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること。
- ・事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

合理的配慮の大切さ

合理的配慮とは、社会の仕組みに「不便を感じない人」と「不便を感じる人」の格差を埋めていくものです。

合理的配慮が積み重なっていくことが、少しずつ社会の仕組み、人々の認識自体が変わっていくことに繋がります。

合理的配慮における「過度な負担」

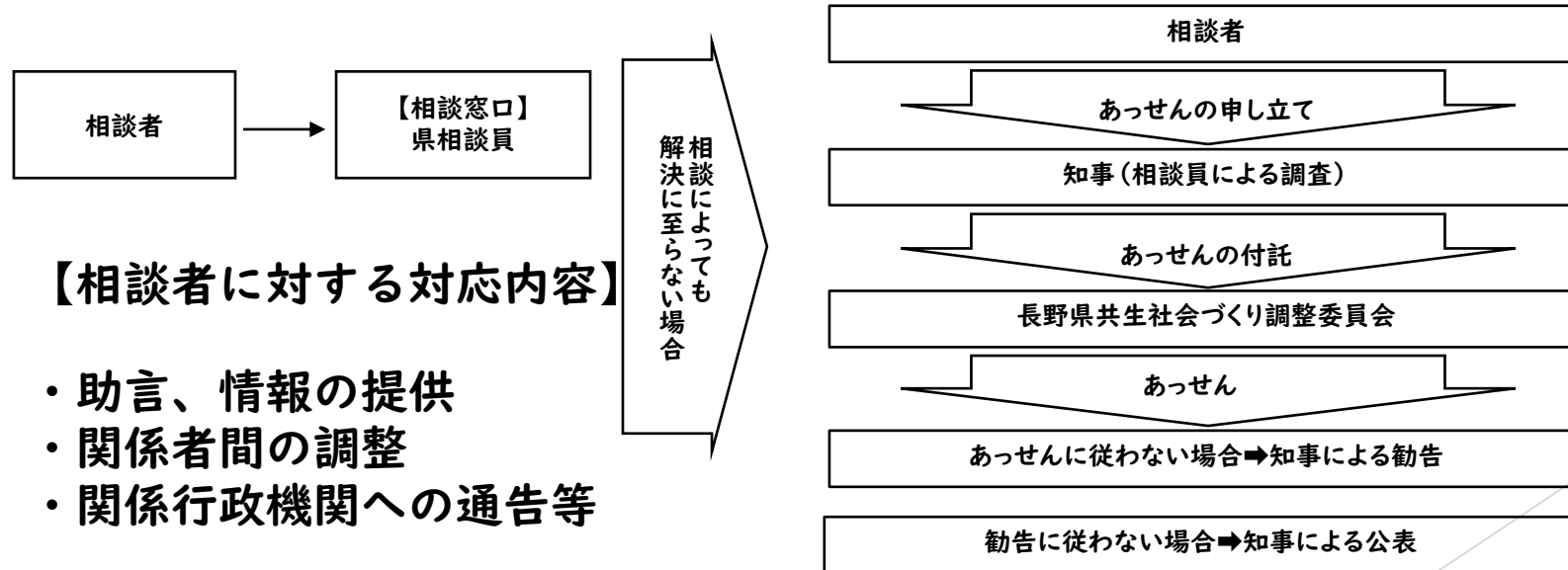
過度な負担については提供者の状況等によって異なるため、一律に説明をすることは困難です。何が「過度な負担」かは明確でないと言えるでしょう。だからこそ、お互いが状況を説明し合い、一緒に解決策を考えることが大切です。

ポイント3

紛争解決のしくみ

紛争解決の仕組みの整備

- ▶ 県では障がいのある人だけでなく、事業者からも、障がいを理由とする差別に関する相談を受け、必要に応じて関係者間の調整・説明・助言を行い、相談事案の解決を図る窓口を設置しています。
- ▶ この相談窓口における調整等によってもなお解決が困難なものについては、障がいのある人等から、「長野県共生社会づくり調整委員会」への申し立てができます。



【相談者に対する対応内容】

- ・ 助言、情報の提供
- ・ 関係者間の調整
- ・ 関係行政機関への通告等